— 平成17年11月30日制定 枚 方 市 要 綱 第 54 号

(目的)

第1条 この要綱は、小売商業店舗(1の建物であって、その建物内の店舗面積(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第1項の店舗面積をいう。)の合計が200平方メートル以上1,000平方メートル以下であるものをいう。)の出店に関する指導基準を定めることより、本市における小売業の健全な発展及びその周辺の地域の生活環境の保持を図り、もって本市の地域経済及び地域社会との調和の維持並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、小売商業店舗の新設(建物の床面積を変更し、又は 既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより店舗面積が200平方メートル以上 1,000平方メートル以下となる場合を含む。)又は増改築(以下「出店」という。)をしようと する者(以下「出店予定者」という。)に対し、当該小売商業店舗の出店に関し、その周辺の地 域の生活環境の保持のため、その施設の配置及び運営方法について適正な配慮を行うよう求める ものとする。

(小売商業店舗新設に関する届出)

- 第3条 出店予定者は、小売商業店舗出店届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - (1) 付近見取図
 - (2) 建物配置図
 - (3) 各階建物平面図
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(届出事項変更届)

- 第4条 前条の規定による届出を行った者は、当該届出の内容を変更しようとするときは、小売商業店舗届出事項変更届出書により市長に届け出るものとする。
- 2 前項の届出書には、市長が必要と認める書類を添付するものとする。

(指導・助言)

第5条 市長は、第2条に規定する基本方針に基づき、出店予定者に対し、別表の基準により、必要な指導又は助言を行うことがある。

(協議会の設置)

- 第6条 市長は、前条の指導又は助言を行う際の基準のあり方について、必要な意見を聴くため、 枚方市小売商業店舗設置協議会を置く。
- 2 前項の協議会の構成員、運営その他必要な事項は、市長が別に定める。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 枚方市小売商業店舗の出店に係る指導に関する要綱(平成14年枚方市要綱第87号。以下「旧要 綱」という。)は、廃止する。
- 3 旧要綱の規定によりなされた届出その他の行為は、この要綱によりなされた届出その他の行為 とみなす。
- 4 この要綱の施行の際、現に旧要綱第6条の枚方市小売商業店舗調整設置協議会の構成員である 者は、第6条の枚方市小売商業店舗設置協議会の構成員である者とみなす。

別表 (第5条関係)

1 自動車駐車場及び自転車駐車場に係る設置基準

出店予定者は、小売商業店舗を出店する場合において、自動車駐車場及び自転車駐車場を設置するときは、店舗面積100平方メートルにつき、自動車駐車場にあっては4台以上、自転車駐車場にあっては10台以上の駐車台数(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下これらを「休日」という。)において、自動車又は自転車により来店する者が最も多い時間帯における対応可能な駐車台数をいう。以下同じ。)の確保に努めるものとする。ただし、当該小売商業店舗の敷地面積が500平方メートル未満の場合は、この限りでない。

2 公害の防止に係る指導基準

(1) 冷凍機等の設置に係る基準

出店予定者は、小売商業店舗を出店する場合において、次に掲げる設備を設置しようとするときは、枚方市公害防止条例(昭和46年枚方市条例第38号)その他関係法令に定められた手続等を行うものとする。

- イ 空調用又は業務用の冷凍機(定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ロ 送風機及び空気圧縮機 (定格出力の合計が3.7キロワット以上のものに限る。)
- ハ 枚方市公害防止条例別表第3の3の項第11号のボイラー及び焼却炉並びに浄化槽(201 人槽以上のものに限る。)

(2) 騒音に係る基準

(単位デシベル)

時間の区分	朝	昼 間	タ	夜 間
	(午前6時か	(午前8時か	(午後6時か	(午後9時か
	ら午前8時ま	ら午後6時ま	ら午後9時ま	ら翌日の午前
区域の区分	で)	で)	で)	6 時まで)
第一種区域	45	50	45	40
第二種区域	50	55	50	45
第三種区域	60	65	60	55
第四種区域(ただし、既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域については括弧内数値による)	65 (60)	70 (65)	65 (60)	60 (55)

備考 枚方市公害防止条例別表第1の2の表備考1から備考5までの規定は、この表について準用する。

(3) 振動に係る基準

(単位デシベル)

時間の区分	昼 間 (午前6時から 午後9時まで)	夜 間 (午後9時から 翌日の午前6時
区域の区分		まで)
第一種区域	60	55

第二種区域(I)		65	60
既設の学校、保育所等の敷地 の周囲50メートルの区域又は 第二種区域(II) 第一種区域の境界線から15 メートル以内の区域		65	60
	その他の区域	70	65

備考 枚方市公害防止条例別表第1の3の表備考1から備考6までの規定は、この表について準用する。

(4) 拡声器の使用制限に係る基準

(単位デシベル)

区域の区分	音 量
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居 地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない区域	60
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70
工業地域	75

備考

- 1 枚方市公害防止条例別表第1の2の表備考1から備考5までの規定は、この表について準用する。
- 2 午後8時から翌日の午前9時(休日にあっては、午前10時)までの間は拡声機を使用しないものとする。
- 3 幅員4メートル未満の道路上においては拡声機を使用しないものとする。
- 4 同一場所において拡声機を使用する場合にあっては、拡声機の1回の使用時間は10 分以内とし、1回につき10分以上休止するものとする。
- 3 廃棄物の処理に係る指導の基準
 - (1) 出店予定者は、平均で1日当たり100キログラム以上の一般廃棄物を排出する場合は、廃棄物管理責任者を置き、減量計画書の作成及び提出に努めるものとする。
 - (2) 出店予定者は、発泡スチロールトレー、ペットボトル、空き缶及び牛乳パック(紙製品であるものに限る。) については、店頭での回収及びそれらを適正に保管する施設の整備に努めるものとする。
- 4 防災対策に係る指導の基準

出店予定者は、災害時において、市長が食料品その他の生活必需品等の供給の要請をした場合には、当該要請に協力するよう努めるものとする。

- 5 小売商業店舗の新設に係る指導の基準
 - (1) 出店予定者は、小売商業店舗を出店する場合において、当該小売商業店舗を出店しようとする予定地の周辺の住民及び事業者(以下「住民等」という。)に対し、当該施設の配置及び運営について説明会を開催する等の方法により、住民等に周知させるものとする。
 - (2) 出店予定者は、前号の規定による周知を行うことにより、住民等と良好な関係を築くよう努めるものとする。